

し尿処理

環境整備課 ☎ 83-2367

□ し尿処理・汲取不可能世帯の補助金交付

下水道が未整備であり、し尿汲取不可能な地域に居住する世帯に対して、町がし尿処理に対し一部補助することで衛生的な維持管理をお願いしています。

●汲取り世帯

汲み取りをする場合は、手数料として36リットルにつき650円となります。

●し尿処理手数料の支払いは

汲取り実施月の翌月に汲取り量を基に手数料をお知らせします。お支払いは便利な口座振替をご利用ください。口座振替の申し込み方法は、通帳と印鑑をご持参のうえ、取引金融機関の窓口でお申し込みください。金融機関は、西東京農業協同組合・青梅信用金庫・りそな銀行・ゆうちょ銀行にお願いいたします。



●浄化槽世帯

生活排水・・・家庭でし尿と日常生活に伴って排出される排水で、水洗トイレ、台所、洗濯、風呂からの排水をいいます。

雑排水・・・し尿を除く、台所、洗濯風呂などの排水です。

単独処理浄化槽はし尿のみ処理で、合併処理浄化槽はし尿と雑排水を合わせて処理する浄化槽です。浄化槽は、微生物の生物活動を利用して汚水の水質浄化を図るものであり、浄化槽法により定期的な保守点検および清掃が義務付けられています。

単独および合併処理浄化槽は年4回（人槽により回数が異なります。）の保守点検と、年1回の法定検査と清掃（汚泥の抜き取り）。専門知識を有する者の保守点検が必要です。

町では公共下水道処理区域における各世帯の下水道への接続を推進しています。

また、公共下水道処理区域以外は合併処理浄化槽区域といい、合併処理浄化槽の整備を推進しています。